

事務連絡
平成26年4月7日

保険薬局開設者様

東北厚生局〇〇事務所

調剤基本料に係る報告書の提出について（お知らせ）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、①「平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について」（平成26年3月28日事務連絡）及び②疑義解釈資料の送付について（その1）（平成26年3月31日事務連絡）が示され（裏面に記載）、「調剤基本料の特例に関する施設基準」の届出を行う保険薬局以外の保険薬局についても、平成26年4月中に様式84により報告を行っていただくことになりました。

については、同封の様式に必要事項を記入の上、平成26年4月30日（水）までに報告していただくようお願いいたします。

なお、「調剤基本料の特例に関する施設基準」に関する届出は、平成26年4月14日（月）が期限となりますのでご注意ください。（施設基準を届け出た場合、本報告は必要ありません。）

また、既に様式84を提出済の保険薬局については、改めての報告は不要ですので申し添えます。

- ※ 平成26年1月以降、新規指定を受けられた保険薬局については、平成26年5月以降、順次報告を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。
- ※ 東北厚生局のホームページに報告様式や厚生労働省の通知等を掲載していますので、ご活用ください。
トップ画面の「重要なお知らせに」、リンクを貼っておりますのでご覧ください。
(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>)

①「平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について」
(平成26年3月28日事務連絡)

区分00 調剤基本料

(15) 調剤基本料に係る処方せんの受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成26年3月5日保医発0305第2号)別添2の様式84により、平成26年4月に地方厚生(支)局長へ報告すること。

なお、前年12月1日以降に新規に保険薬局の指定された薬局については、指定の日の属する月の翌月を起算月とし、4ヶ月目の月に報告することで差し支えない。

また、地方厚生(支)局長に報告した内容と異なる取扱いとなった場合には、処方せんの受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合の取扱いに基づく調剤基本料の適用開始までの間に変更の報告を行うものであること。

②疑義解釈資料の送付について(その1)(平成26年3月31日事務連絡)

【調剤基本料】

(問3) 特例の除外規定(24時間開局)に該当しない場合にも、該当する調剤基本料の点数の区分について地方厚生局への報告が必要か。

(答) 平成26年4月中、全ての保険薬局に対して一律に報告を求めるものである。なお、その後については、変更が生じた都度、報告が必要である。

※報告書の提出・お問い合わせ

- 報告書の提出は、郵送でお願いいたします。(FAXでは提出できません。)
- 報告書の提出先及び疑義事項の照会先は、次のとおり保険薬局を管轄する東北厚生局事務所(宮城県においては指導監査課)となります。

| | | | |
|-----------|-------|--------------------------------------|------------------|
| 照会・報告書提出先 | 青森事務所 | 〒030-0862 青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階 | TEL 017-724-9200 |
| | 岩手事務所 | 〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階 | TEL 019-907-9070 |
| | 指導監査課 | 〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階 | TEL 022-206-5217 |
| | 秋田事務所 | 〒010-0921 秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田2階 | TEL 018-800-7080 |
| | 山形事務所 | 〒990-0039 山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階 | TEL 023-609-0140 |
| | 福島事務所 | 〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階 | TEL 024-503-5030 |

※提出様式

- 調剤基本料に係る報告書を提出する場合は、同封の別添2及び様式84をそれぞれ1通の報告をお願いします。計2枚提出(施設基準の届出とは異なるため、この場合は正副2通の提出は不要です。)
- 「調剤基本料の特例に関する施設基準」を届出する場合は、同封の別添2及び様式84の正副2通の提出が必要です。(計4枚提出)

※提出期限

- 提出期限 平成26年4月30日(水)